

アール・イー・ジャパン株式会社
木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン評価 業務約款

制定 令和7年6月1日

(趣旨)

第1条 申請者（以下「甲」という）及びアール・イー・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「アール・イー・ジャパン株式会社木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

(甲の責務)

- 第2条 甲は、木造建築物の耐久性に係る評価において希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関することをそれぞれの申請書に明記しなければならない。
- 2 甲は、法令等によるほか規程に従い、この法令等で定める申請書並びにこれらの評価に必要な図書（以下「評価等関係図書」という。）、正本及び副本それぞれ1通ずつを乙に提出しなければならない。
- 4 甲は、別に定める規程に基づく評価料金を第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 5 甲は、乙の請求があるときは、乙の評価の業務（以下「評価業務」という）の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象建築物の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が評価業務を行う際に、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力するとともに、評価方法基準の適合の判定が困難である部分については、乙の求める説明及び追加の資料、施工関連図書の提出に応じなければならない。
- 7 甲は、乙の評価業務において、評価対象建築物の計画に関し乙が法令等に適合しているかどうか判断できない旨の指摘をしたときは、速やかに図面の修正、その他必要な措置をとらなければならない。

(乙の責務)

- 第3条 乙は、法令等によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、評価業務を行わなければならない。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた住宅性能評価等の業務を第4条に規定する日（以下「業

務期日」という。)までに行わなければならない。

- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(業務期日)

第4条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日(当該日が、規程第3条第2項に定める休日の場合はその翌日)とする。ただし、甲の負うべき事由により費やした日数を除く。

- 一 引受承諾書に定める日、又は、指摘事項の是正確認が完了した日の7営業日後のいずれか遅い日
- 二 変更申請 引受承諾書に定める日、又は、指摘事項の是正確認が完了した日の7営業日後のいずれか遅い日

- 2 乙は、甲が第1条に定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

(支払期日)

第5条 甲の支払期日は、業務の業務期日とする。

- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 乙は、第1項の支払期日に評価料金の収納が確認できない場合は、評価料金の収納が確認できるまで甲に対し、評価書を交付しない。
- 4 前項によって甲に生じた損害については、乙はその損害の責めに応じない。

(手数料の収納方法)

第6条 評価料金の収納方法は、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

- 2 甲と乙は協議により合意した場合には別の支払い方法とすることができる。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 乙が、正当な理由なく、第3条各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- 二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、甲は、第1項各号に起因して生じた損害に対して、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）の場合における評価料金の請求は、乙は評価料金が既に支払われているときはこれを返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、乙は、第2項に起因して生じた損害について、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）

第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 甲が、正当な理由なく、第2条第4項に定める評価料金を第5条に定める支払期日までに支払わない場合
 - 二 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 前項の契約解除の事由が評価業務に係るものである場合、乙は、手数料を甲に返還しない。
 - 3 乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、第1項に起因して生じた損害について、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の免責）

第9条 乙は、甲の提出した評価等関係図書に虚偽の記載又は過失の記載があり、それに基づいて評価業務を行った場合、その評価結果について甲又は第三者に対し一切の責任を負わない。（二）

- 2 乙は、次の各号に掲げる事項について保証するものではない。
 - 一 乙が評価を行った評価対象建築物が、建築基準法及び関係規定法令に適合すること。
 - 二 乙が評価を行った評価対象建築物に、瑕疵がないこと。
 - 三 評価結果が、時間経過によって変化しないこと。

(電子申請)

第 10 条 甲が、乙の電子情報処理組織（以下「REJ のシステム」という。）により、評価等の申請書及び申請関係図書を提出した場合、乙は、ガイドラインに基づく評価書の交付を REJ のシステムの使用により行うものとする。この場合において、当該評価書の電磁的記録を乙がアップロードしたことをもって、評価書等の受領とみなす。

(秘密保持)

第 11 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙共に信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(準拠法と紛争の解決)

第 13 条 本契約は、日本国法に準拠するものとする。

- 2 本契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところによる。
- 3 本契約に関する一切の紛争に関しては、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則

(施行期日)

第 1 条 この約款は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。